

大学における「同和」教育の現状について

——一九八三年度大学アンケート調査結果を中心に——

中 村 清 二

一、はじめに

一九八二年度より「同和」対策新法が施行されるに至ったわけであるが、その前年一九八一年二月一〇日に、同和対策協議会の最終意見具申が出されている。

この中で、「今後においても引き続き人権思想の普及高揚に努める必要があるほか、学校教育および社会教育を通じて、憲法で保障された人権を重んずることの尊さを徹底させていく必要がある。……等を特記しておく。」と指摘し、学校教育における「同和」教育をはじめ人権教育の推進が強調されている。

こうした「同和」対策新法下で、①大学においてはどの

様な状況にあるのか、②一九八一年三月六月にかけて実施した調査結果との比較を通して、大学の「同和」教育の動向を把握することを目的として、今回、一九八三年四月六月にかけて「大学アンケート調査」を実施したものである。

今回の調査のポイントは、

- ① 部落問題の取組みのための責任機関、体制について
- ② 部落問題関係の授業科目の設置、受講条件、内容等について
- ③ 部落問題の研究機関とその取組みについて
- ④ 啓発活動について
- ⑤ 「同和」教育推進のための基本方針・計画の有無について

い

⑥ 部落問題以外の差別問題に対する教育研究の取組みについて
 以下、具体的に分析していくが、調査結果の集約・表記は大学により記入された内容のままに基づいている。

二、回収状況について

このアンケート調査は、一九八三年四月～六月にかけて部落解放研究所大学部会でアンケート項目を検討し実施したものである。

調査方法は、アンケート用紙を全国の大学九四二大学（四年制四三八校、短大五〇四校）に郵送し、返送してもらったという方法で、回収状況は表1の通りである。

回収率は約四〇％である。前回の調査の時もそうであったが、未回収が東日本、とりわけ関東の大学に集中していることが大きな特徴である。

三、部落問題に関する独自の責任機関・体制について

① 設置状況と時期

大学において「同和」教育推進のための独自の全学的な

責任機関を設置している大学は、一二二大学で、一九八一年度調査より一五大学増加している。

しかし、全国的にみれば九四二大学のわずか一二・八％しか設置されていない。地方別にみた場合、近畿地方八六大学、九州地方一三大学、中国地方一四大学、関東地方五大学、中部地方四大学、四国地方二大学である。近畿地方では一〇大学増加しているものの、他では微増もしくは横バイの状況で、大きな変化はないといえる。

全学的な責任機関のない大学では、窓口機関として学生部（委員会）・六四大学、教授会・四一大学、大学事務局・一二大学、その他四六大学、特に定めていない・九二大学である。

また、後にも「同和」教育関係講座を設置していると回答している大学と責任機関を設置している大学との関係を見ていくと、責任機関の設置されている大学では講座が設置されているのは八七大学、七一・九％、設置されていないのは、二八・一％であり、逆に、責任機関が設置されていない大学で講座が設置されているのは、五六大学である。

設置時期は表2の通りである。一九八二年以降の設置は七大学が新たに設置している。

表1 地域別・大学別回収状況（1983年7月31日時点）

		北海道	東北	北陸	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	計
国立	4年制	3	2	2	6	1	14	5	3	11	47
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立	4年制	0	1	0	2	2	9	3	1	4	22
	短大	0	2	2	4	6	2	3	1	3	23
私立	4年制	5	3	4	30	7	53	12	3	13	130
	短大	7	6	0	25	13	61	16	6	20	154
計	4年制	8	6	6	37	10	76	20	7	27	199
	短大	7	8	2	29	19	61	19	7	23	177
計		15	14	8	67	29	139	39	14	51	376

表2 全学的な責任機関の設置時期

設置時期	大学数
1968年以前	3大学
1969～73年	36大学
1974～78年	47大学
1979～81年	26大学
1982年以降	7大学
不明	2大学

② 責任機関の機能と取組みの内容

さまざまな名称で設置されている責任機関がどのような機能（性格）となっているかについては、大きく分け

て、諮問機関・五三大学、専門機関（諮問するだけでなく一定の範囲で企画・取組みができる）・三四大学、その他不明・三四大学である。

取組みの内容の例としては表3の通りの実情である。限られた点についてはあるが、責任機関のある大学ですら、約半数の大学しか取組みがない実情である。

「同和」教育推進のための基本方針を設けている大学は七八大学あり、今後、その内容についても把握し、全国の「同和」教育推進のため、活用していきたく考えている。

四、「同和」教育関係講座について

① 「同和」教育関係講座の設置状況

なんらかの形で講義がなされている大学は、一八八大学三三一講義である。

表4 講義内容に関する回答状況

大学数	講義数 (講義)	講師		受講奨励		テキスト		受講生数	啓発活動			
		学内(名)	学外(名)	やっている	やってない	ある	ない		大学数	回数	なし	
A	143 (45)	246 (100)	234 (108)	197 (81)	94	44	105	33	48,913名	79	199	59
B	21 (4)	55 (20)	66 (8)	9 (3)	9	17	/	/	13,850名	13	23	13
C	24 (4)	30 (5)	12 (2)	14 (2)	14	10	/	/	6,272名	12	21	12
D	188 (41)	/	/	/	/	/	/	/	0名	13	26	175

- (注) ・(A)→「同和」教育関係科目の講義を開講している大学
 ・(B)→他の授業科目名の中でのみ「同和」教育が行なわれている大学
 ・(C)→単位外で「同和」教育が行なわれている大学
 ・(D)→「同和」教育がまったく行なわれていない大学
 ・表の単位は、記入していない箇所は大学数である。
 ・()は国公立大学の数

表3 責任機関の取組みの内容

取組みの内容	有	無	不明(未回答)
啓発用の印刷物の発刊	52 大学	58 大学	11 大学
活動のための独自の予算	63	47	11
「同和」教育推進のための基本方針	78	31	12

しかし、(A)「同和」教育科目として独自に単位認定して開講されている場合、(B)他の授業科目の中で関連して「同和」教育を実施している場合、(C)単位外で「同和」教育科目として実施している場合、の三種類が内容としてはあり、表4の通りである。ここにも明らかのように、(A)の場合、一四三大学二四六講義であり、全国の大学の中でわずかに一四・六%にすぎない状況である。

しかも、全国の国公立大学(短大を含む)約二〇〇校の内、(A)はわずか四五校、二二・五%であり、国公立大学においても全国的に意欲的に部活問題が取組まれているとはいえない状況である。

しかし、(A)の講義数二四六の内、四五の国公立大学で一〇〇(四〇・六%)占めていることを考えれば、取組みのなされている大学では一定進んでおり、そのため取組みのない国

公立大学との格差が大きくなっていることを示している。地方別にみた場合、近畿地方・九九大学、九州地方・一九九大学、中国地方・一二大学、四国地方・九大学、関東中部地方はそれぞれ二大学となっており、近畿地方に七〇%が集中している。

開講年度をみると、一九六八年以前・一〇講義、一九六九～七三年・八〇講義、一九七四～七八年・八二講義、一九七九～八一年・三七講義、一九八二年以降・三一講義、不明・六講義となっている。

また二科目以上開講している大学は五四大学と、一九八一年調査より一九九一年増加しており、(A)の大学数一四三大学の増強を占めている。

先にみたように一九八二年度以降三一講義開講されていること、(A)の大学数は一九八一年調査と比べて一六大学増加していること等々を考えあわせれば、近年の傾向・特徴として、①引き続き大学で、「同和」教育関係講義が開講されているものの、②その半数は、既に講義が存在する大学で、さらに充実させる方向で専門・教職、一般教養等に新たに講義を開講していること、③さらに、東京都下の大学に象徴されるように取組みの弱いもしくはない大学では、ほとんど改善がみられないこと、等が指摘できる。

この点では、「同和」教育の裾野を全国的にどう広めて

いくのかという事が一層、焦眉の課題となってきたことと、「同和」対策新法三年目を迎える本年、この点での大学関係者の責任はもとより、広く関係者の責任は重大である、といえる。

単位数別にみれば、四単位・六八講義、三単位・三講義、二単位・一四八講義、一単位・二七講義で、一九八一年調査と比べ、四単位が一九講義、二単位が二六講義、一単位が四講義増加している。

(B)は、二一大学で五五講義が行なわれている。開講年度は、一九六八年以前が六講義、一九六九～七三年・一四講義、一九七四～七八年・一一講義、一九七九～八一年・一一講義、一九八二年以降一〇講義、不明三講義である。「同和」対策新法以降も開講が進んでいるといえる。しかし、(B)の場合、部活問題の比重や内容が講義担当者の意志によってかなり左右される事が推測される。

(C)は、二四大学で三〇講義が行なわれ、開講年度別にみると、一九六〇年以前・一講義、一九六九～七三年・二講義、一九七四～七八年・八講義、一九七九～八一年・五講義、一九八二年以降・九講義、不明・五講義である。

一九八一年調査と比較して五大学増、一一講義増である。「同和」新法以降も増加の傾向と、少しではあるがいくつかの大学では単位認定した授業科目として開講してい

ったものと思われる。

(B)(C)はともに本来は過渡的形態として存在すべきものであると思われる。この点からすれば、少なくとも一九七八年頃までに開講された講義(B)で三一講義、(C)で一講義……一九八一年調査では(B)三六大学、(C)一大学)は、単位認定された「同和」教育科目として開講されるべきではないかと考えられる。

今後の開講予定の状況(一九八三年度を含む)は表5の通りである(ただし、人権問題関係講義を含んでいる)。

地方別にみれば、近畿地方一〇大学、中国・九州地方それぞれ三大学、四国・中部地方もそれぞれ二大学、関東地方はゼロである。

②講義の内容・条件(A)を中心に)

講義の位置づけは、一般教育科目五六講義、教職科目一三九講義、専門科目五一講義となっている。

一九八一年調査の時にも一般教育科目としては五三講義あり、ほとんど増えていない。また、専門科目五一の大半は「同和」教育論関係であり、教職科目と兼ねている大学も多い状況がある。即ち、全体的を位置づけとしては「教職」関係として開講されるに至ったものが多数であると言える。この事は、部落問題に対する関心の高まりの中で学

確立という観点からみれば(特に四年制大学においては)、一つの大きな問題を提起している。

専門科目で、その学部・学科の教育内容と直接かかわった内容で開講されている講義は以下の一〇講義のみである。

大阪大学……「社会教育学演習」、大阪教育大学・四天王寺国際仏教大学・四条畷学園女子短大・常盤会短大……「同和保育論」、大阪市立大学……「部落産業論」、関西大学……「法学特殊講義」「政治学特殊講義」「経済理論特殊講義II」「差別と社会」

この事は、一九八一年調査と全くかわっておらず、各学部・学科段階での「同和」教育の取組みの弱さを反映していると言える。部落問題に関する研究機能・体制とあわせて、今後の重大な課題である。

テキストの有無については、テキストを使っていると回答があったのは一〇六大学で内訳は表6の通りであり、かなり多様である。

講義内容のあるべき姿(一般教育科目や教職科目等々でそれぞれ違う)が、今後も追及されるべきであると思うが、これ迄の取組みや実績の中で、(1)一般教育科目としては、被差別部落の歴史と運動史、部落問題の実態・現状と課題、「同和」教育の歴史、偏見批判等々については最少限、おさえられるべき柱であること、(2)視聴覚教材の活

校現場や府県教育委員会

から大学に対し、少なくとも教職志望の学生に対して「同和」教育推進にとって最低必要な教育問題に対する正しい認識の保障を、との要望があったことが強く影響していると考えられる。

しかし、他方、「教職」科目としての「同和」教育論と一般教育科目としての部落問題論とは教育内容が当然違はずであり、一般教育科目としての「同和」教育の独自の必要性があることからすれば、一般教育科目としての開講が先にみたようにほとんど増加していないことは、大学における「同和」教育研究体制の

表5 今後の開講予定の状況(1983年度を含む)

	講義の設置がほぼ確定		講義の設置を検討	
	大学数	講義数	大学数	講義数
(A)	3	5	2	2
(C)	4	4	1	1
(A)の充実 […単位の充実]	1	1	2	2
人権問題関係講義	4	4	4	4
合計	11	14	9	9

用や部落の実態視察、部落出身者の被差別体験、等の現実から学ぶ必要性、(3)学生への意識調査や意見発表、討論などによる、講師から学生への一方通行の講義の改善(ただし、このためには、マス・プロ教育の改善や学生自らの積極的な学習が前提となってくるが)等々のことが最低、指摘できるのではないか。

受講者数については表4の通りであるが、全国の学生(短大を含む)の同一学年学生数・六五万人中、約四八九〇〇人が受講しているとしても、七・五%しか部落問題を学習していない現状である。

③講義の担当者の状況(A)を中心に)

一三八大学で担当者実数は三二七名にのぼっている。ただし、表4の通り一人の講師が非常勤講師としてかなり複数の大学へ行っておられる場合が多々あり、内訳としては専任講師二三四名、非常勤講師一九七名となっている。これは、一九八一年調査と比べ、専任講師七一名、非常勤講師三八名、合計一〇九名が増加している。

全く学外者に講師を依存している大学は五八大学であり、一九八一年調査より八大学増加しており、(A)の大学中四〇・六%を占めている。

テキスト名	大学数
世界人権宣言集	1
部落問題と教育	1
教育小六法	1
人物でつづる戦後同和教育史の歴史	1
戦後同和教育の歴史	6
資料・戦後同和教育の歴史	1
入門 部落の歴史	4
被差別部落起源論	1
同和保育入門	1
同和保育の基礎理論	1
同和保育の前提	1
働くものの同和問題	2
高校生の部落問題	1
史料と教育～同和教育の研究のために	1
同対審査申	6
部落差別と真実の課題	1
民主教育関係資料（岡山県教委）	4
同和教育論ノート	3
被差別部落の歴史	3
長崎の風土と被差別部落	2
人権の歴史	6
部落問題と基本的人権の教育	1
同和対策事業特別措置法	2
同和対策関係資料（滋賀文教短大）	1
同和保育10年史	1
闘いの火をもちし続けて	1
近代日本のなりたち	1
破戒の評価と部落問題	1
君たちはどう生きるか	1
部落の歴史	1
同和ハンドブック	1

(注) 以上は、アンケートに記入されていたもののみで実際には、これら以外にも各担当の講師により各種のテキスト・参考文献が使用されていると思われる。

表6 大学で使用されているテキスト・参考文献
(A)の大学の場合

テキスト名	大学数
同和教育推進の手引（山口県教委編）	3
解放の思想と教育	1
部落問題論（学術図書刊）	1
やさしい部落の歴史	1
差別戒名と部落の起源	1
同和教育講義資料集	1
同和問題研究資料（龍谷大学刊）	1
成人用「なかま」	1
同和教育関係資料（北九州大学）	2
茨木市同和地区の歴史	1
部落問題・資料と解説	20
部落問題概説	11
部落解放を教師の手に	3
解放の思想と教育	1
同和問題論と同和教育の研究	2
講義・同和教育論	1
新しい部落問題	4
部落問題要説	13
にんげん（中学生用）	2
ある被差別部落の歴史	3
私の部落史	1
日本資本主義と部落問題	1
差別認識への序章	4
よあけ（北九州市同和対策推進協議会編）	3
偏見の心理	1
同和問題を正しく認識する為	1
これからの同和教育	1
同和教育の手びき（奈良県教委）	1
日本における差別と人権	1
みんなの人権教室	1
差別の意識構造	1
同和教育資料集（広島県教委）	2

五、人権関係講義の設置状況について

部落問題以外の差別問題を中心とした、いわゆる「人権関係講義」の設置状況は左の通りで、一五大学二二講義である。

- 京都大学……「民族教育」(一九七三年)
- 神戸大学……「総合科目第一「人権」」(一九七九年)
- 香川大学……「憲法(人権論)」
- 大阪市立大学……「障害者問題論」(一九七五年)、
「民族問題論」(一九七五年)、「婦人問題論」
(一九八二年)
- 福岡女子大学……「総合科目(婦人論)」(一九八二年)
- 桃山学院大学……「人権問題Ⅱ(定住外国人問題)」
(一九八二年)、「人権問題Ⅲ(障害者問題)」
(一九八二年)、「社会運動史」(一九七八年)
- 近畿大学……「人権論」(一九八一年)
- 関西大学……「人権問題論」(一九八三年)
- 花園大学……「差別問題論」(一九八二年)
- 関西学院大学……「在日朝鮮人問題」(一九七七年)

- 帝塚山大学……「特別講義女性論」(一九八二年)
- 広島修道大学……「人権と差別」(一九八〇年)「婦人論」(一九七八年)、「韓国・朝鮮文化ゼミナール」(一九八〇年)

- 東大阪短期大学……「障害児教育」(一九七三年)
- 大阪女学院短期大学……「在日韓国朝鮮人問題Ⅰ・Ⅱ」
(一九八二年)
- 平安女学院短期大学……「人権と教育福祉」(一九七九年)

これら二二講義中一五講義が一九七九年以降に設置されていることから明らかなように、国際人権規約の批准にみられる国際的な人権擁護のうねりと、近年の国内の反差別・人権擁護の闘いの前進、そして研究者の意欲的な取り組みの中でこのような講義ができるに至ったと言える。

しかし、全国的にみた場合には、あまりにも取り組みの弱さは明らかであり、さまざまな差別のきびしい実態を鑑みても、今後の重要な課題である。

六、部落問題に関する研究体制について

表7で示されている通り、部落問題に関する研究体制を何らかの形態で設置している大学は三九大学である。

設置年度別にみると、一九六八年以前・一大学、一九六

九〇七三年・八大学、一九七四〇七八年・一九大学、一九七九〇八一年・八大学、一九八二年以降三三大学であり、一九八一年調査より一一大学増加している。

地方別にみれば、近畿地方三三大学(大阪府一五大学、京都府八大学、兵庫県六大学、奈良県四大学)、中国地方三大学、九州地方二大学、関東地方一大学である。

また、研究機能の内容をみていくと、

- 専任職員がいる大学は八大学
- 定期出版物の出している大学は一三大学
- 研究室紀要として……七大学
- 研究室報・啓発冊子・資料として……六大学
- 研究活動方針・テーマのある大学は一六大学
- 研究室の独自予算のある大学が二八大学
となっている。

以上からも明らかなように、全国的には部落問題に関する研究体制は極めて弱く、先にみた各学部・学科での専門科目の講義の少なさと比例している。

また、設置されている大学においても、例えば研究室紀要として研究成果を発表している大学はわずかに七大学であり、一九八一年調査と変っておらず、その機能の充実が

大きな課題として存在していると思われる。

今後、研究体制の整備について、予定もしくは検討している大学は一七大学(予定五大学、検討中一二大学)あり、一九八一年調査時の二二大学と比べ増加している。

七、就職差別撤廃の取り組みについて

大学における就職差別撤廃の取り組みについては、その直接的な背景に、一九七五年の「部落地名総鑑」差別事件、大学生に対する差別的な応募社用紙の発覚、そして、定住外国人(大半は在日韓国・朝鮮人)、障害者、女性、部落出身者をはじめ多くの大学生が就職に際して不当な扱い(身元調査や不必要な内容の質問・調査、露骨な就職差別等々)をされている実態がある。そして、福岡では、地域職業安定所地区大学就職問題連絡協議会が、大阪では府下の大学加入のもと大阪府下大学就職問題連絡協議会が結成されている。

こうした点で、大学としても就職差別撤廃のための大きな社会的責任があることは明白であり、既にその旨の通達が文部省より出されている。

具体的な取り組み状況を三点についてみていくこととする。

大学名	研究室名	設置年度	研究員(職員)	定期出版物	方針・テーマ	予算
関西女子美術短期大学	同和教育推進委員会	1974	3名	×	×	×
大阪経済大学	同和教育委員会	1974	9名と専任1名	×	×	○
堺女子短期大学	同和教育推進委員会	1973	3名(1)	×	○	○
大阪信愛女学院短大		1973	4名	×	○	○
常盤会短期大学	同和教育推進委員会	1974		○ 推進委員会報	○	○
樟蔭東女子短期大学	草野研究室	1981	1名(1)	×	×	○
一奈良一 奈良教育大学	同和教育推進協議会	1973	14名と専任1名	○ 紀要部落問題同和教育研究	×	○
天理大学	同和問題研究室	1970	3名	○ 同和問題研究室紀要	×	○
帝塚山短期大学	村田研究室	1974	7名	×	○	○
奈良佐保女学院短大	同和問題研究室	1981	5名	×	×	×
一兵庫一 神戸女子大学	同和教育委員会	1973	7名	×	×	×
関西学院大学	同和教育研究プロジェクトチーム	1975	22名	○ 同和教育研究討議資料	○	○
兵庫女子短期大学	同和教育カウンセリング	1978	3名	○ 人権「むつみ」	○	×
夙川学院短大	同和教育研究所	1972	1名	×	×	○
松蔭女子学院大学	宗教センター	1982	5名(1)	×	×	○
姫路短期大学	社会科学研究室	1975	1名	×	×	○

表7 部落問題に関する研究室を設置している大学の状況

大学名	研究室名	設置年度	研究員(職員)	定期出版物	方針・テーマ	予算
〈九州〉						
福岡教育大学	同和教育研究センター	1978	1名	×	×	○
福岡県立保育短大	同和問題資料室	1974	0名	○ 資料集	×	○
〈中国〉						
鳥取大学	社会教育研究室	1978	1名	学部研究報告の1に	×	×
広島修道大学	総合研究所人権問題研究部門	1983	3名	×	○	○
広島文化女子短期大学	同和教育研究会	1974		×	○	○
ノートルダム清心女子大学	同和教育研究委員会	1983	5名(3名)	×	×	○
〈近畿〉						
—大阪—						
大阪府立大学	社会科学特別講義研究室	1979	0	×	×	×
大阪市立大学	同和問題研究室	1971	15名と専任1名	○ 同和問題研究	×	○
大阪教育大学	同和教育研究センター	1974	専任3名	×	×	×
桃山学院大学	人権問題研究資料室	1980		○ 人権問題研究資料室報	×	○
近畿大学	部落問題研究室	1975	3名(1)	○ 同和研究資料	○	○
大阪経済法科大学	同和問題研究室	1975	1名(1)	×	×	○
四天王寺女子大学	同和教育研究室	1979	1名	×	×	×
関西大学	部落問題研究室	1974	15名(3)	○ 部落問題研究室紀要	○	○

大学名	研究室名	設置年度	研究員(職員)	定期出版物	方針・テーマ	予算
神戸学院女子短大	同和問題委員会	1975	5名	×	○	×
—京都—						
京都産業大学	資料研究室	1979	1名	×	×	×
京都短期大学	同和教育研究室	1978	5名	×	×	×
池坊短期大学	同和教育研究室	1975	1名	×	×	○
京都教育大学	社会教育研究室	1976	1名	○	○	○
大谷大学	同和教育資料室	1980	(1)	○	○	○
立命館大学	部落問題研究室	1968	0	×	○	○
華頂短期大学	同和教育研究会	1972	5名	×	○	×
〈関東〉						
—千葉—						
鹿沼大学	同和教育研究	1981	5名	×	○	○

まず、就職差別撤廃のための独自の研修状況であるが、研修を実施している大学が一〇六大学で全国の大学の一一・三%しかない現状である。その内訳は、教員を対象に七〇大学、職員を対象に八〇大学、学生を対象に四三大学である。

次に、就職に際して出している冊子の中で就職差別について触れているかどうかについては、触れている大学は七五大学にすぎない(国公立大学では就職に際してあまり資料提供はやられておらない状況を留意する必要がある)。

就職(受験)報告書の提出については、そうした報告書を求めている大学は一九〇大学あるが、その中で就職差別につながるような事がなかったかどうかについて記入する覽を設けている大学はわずかに三五大学のみである。

こうした点についてのみの調査結果からではあるが、大学の具体的な取組みは総体として極めて弱く、大学及び教育行政関係者の責任は重大であると言える。

八、今後の課題

本年度「同和」対策新法三年目を迎える訳であるが、それに先立って出された同和对策協議会の最終意見具申の指摘にもあったように、部落問題に対する取組み、とりわけ

教育活動の充実が訴えられていたが、大学における「同和」教育の取組みをアンケート調査結果よりみれば、一歩一歩前進している事は確かであるが、その歩みはあまりにもおそく、残された課題はなお山積みされているといつて過言でない。

一九八一年調査の時にも指摘したように、大きく五点が指摘できると思われる。

第一に、大学が多数集中している東京都や愛知県をはじめ東日本では、大学において「同和」教育に対する取組みが著しく弱く、一九七八年調査と比較してもほとんど前進していない実情がある。また、東北地方、北陸地方、北海道では取組みは全くゼロである。

第二に、既に取組みが開始されている大学においては、担当講師が三一七名にも広がっている一例をみても明らかにように、さまざまな点についての交流と相互批判のもと、その水準を不断に高めていくことが必要である。

第三に、「同和」教育の今後の発展の方向ともかかわっているが、各学部・学科での専門科目の中における部落問題の位置づけ、部落問題に関する研究体制の確立と充実が重要である。

第四に、部落問題以外の差別問題・人権問題に対する積極的な取組みが必要である。

第五に、こうしたさまざまな取組みに対する、教育行政の抜本的な財政的・人材的な補助、保障がなされるべきである。

これらの課題の解決に向けた取組みは、「同和」対策新法の目的を実現するものであるし、世界の二〇ヶ国以上の国々が批准している人種差別撤廃条約の精神にも合致するものである。

全国の大学関係者の方々が、これ迄の「同和」教育の成果を基礎に取組みを強められ、大学が真に部落解放や人権擁護のために貢献しうるものとなっていく事を強く切望する次第である。

なお、これ迄、三回にわたって行なわれてきたアンケート調査の結果については、次のように掲載されているので御参照いただければ幸いである。

- 『部落解放』二四号(一九七二年三月)
- 『部落解放』一三四号(一九七九年五月)
- 『部落解放研究』二七号(一九八一年九月)